

長野県革新懇ニュース

2014年9月号
(発行日9月10日)
年会費5000円(送料込)
振替 0510-3-15971

184

発行 日本と信州の明日をひらく県民懇話会
(長野県革新懇) 発行人：山口光昭 編集長：高村裕
〒380-8790 長野市県町593 高校教育会館内
TEL：026-234-1231 FAX：026-234-2219 メール：yamaguti@trust.ocn.ne.jp

革新懇の3つの共同目標

- ①日本の経済を国民本位に転換し、暮らしが豊かになる日本をめざします。
- ②日本国憲法を生かし、自由と人権、民主主義が発展する日本をめざします。
- ③日米安保条約をなくし、非核・非同盟・中立の平和な日本をめざします。



1963年、香川県生まれ。京都大学法学部卒業。1990年弁護士登録。1996年から長野市で田下法律事務所を開設。

集団的自衛権行使容認は 立憲主義の否定

田下 佳代さん
(長野県弁護士会長)

弁護士会の異例の対応

○集団的自衛権にかかわる県弁護士会の取り組みは？

5月3日の憲法記念日に会長談話、5月15日の安保法制懇報告を受けて6月5日に会長声明、7月1日の閣議決定を受けて7月7日に会長声明を発表しました。きわめて短期間に3本もの意見を発表することはきわめて異例のこと、それだけ弁護士会としてこの問題を重視しているということ。また、8月7日には県内7カ所で一斉に街頭宣伝を行い、全体で3000セットの宣伝物を配布しました。この行動には県下の弁護士の約3割にあたる70名数名の皆さんが参加しました。長

野駅前では、僅か30分の間に700セットの宣伝物が飛ぶようになり、大きな反響を呼ぶことができました。これで終わらせることなく秋以降もさまざまな行動を行っていく予定です。閣議決定はされましたが、関連法規の改正の阻止が必要ですから、引き続き世論の喚起を図っていきたいと思います。

憲法は権力を縛るもの

○どのような点が問題でしょうか？

憲法9条は集団的自衛権の行使を認めていません。当然従来政府見解はそれに沿うものでした。ところが、安倍政権はこの見解を一方的に変更し、集団的自衛権の行使は可能という解釈をもちだしてきたわけです。このような対応は、立憲主義に反するもので決して許されるものではありません。

立憲主義というのは、憲法により国家権力を制限して国民の権利や自由を保障するといふものですから、時の政権が都合のいいように憲法の解釈を変えようというんことはあってはならないのです。もちろん社会の変化の中で法の解釈が変わることはありますが、今回の変更は許容される範囲をあまりにも逸脱しているばかりか、憲法の基本原則を根本から覆すものであり、決して許されるものではないということです。98条にもあるように憲法は最高法規であり、これに反する法律などは一切効力を持た

ないといわれていますが、一方的な解釈変更が許されるとなると、この条文が死文化すると言っても過言ではありません。憲法に謳われている国民主権、基本的人権、恒久平和の3原則ですら解釈でどうにもなるという事態にもなりかねません。

弁護士会の中にもいろいろな意見があります。集団的自衛権は必要ではないかという意見もあるかもしれませんが、少なくとも今回のような立憲主義を否定するようなやり方は認められないということでは一致しています。

引き続きとりくむ

○今後の対応は？

先ほども紹介しましたが、さまざまな行動を検討しているところです。閣議決定はされましたが、自衛隊法などの関連法規の改正が必要ですから、今後その審議が始まります。それらはそう簡単に改正できるものではないと思います。弁護士会としても、まだまだ取り組みは続けていきます。大切なことは、閣議決定はされたけれど、たたかいはこれからも必要だということです。今まで以上にエネルギーを注いで今の動きを押しとどめていくことが必要だと思います。

講座も行っています。余談ですが、他にもさまざまな委員会があり、社会的な課題を解決するため、それぞれ活発に活動していることも紹介しておきます。

弁護士法の第1条には「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」という条文があり、同2項には「弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない」と定められています。その使命を全うすべく、役割を果たしていきたいと考えています。

初の女性弁護士会長

○長野県とのかかわりは？

出身は香川県ですが、長野県出身の夫と結婚し、27年前に長野に来ました。長野県はやはり自然が豊かですね。里山程度はたまに登りますが、高い山まではなかなか行けません。

私が長野県で弁護士登録したときは3人目の女性弁護士でした。今は38名になっています。しかし、県内の弁護士は228名ですから、2割弱程度に過ぎません。やはり多様な意見を反映するというところからはまだまだですね。立候補の勧めもあり、県弁護士会の会長を務めることになりましたが、私が初めてです。しかし、女性弁護士も増えてきましたので、今後こうした流れが定着していければと願っています。

【聞き手・山口光昭】

コラム

7月に、通信教育産業大手のベネッセが顧客の個人情報流出させた。これを受けて、マスコミは個人情報保護

のあり方を問い直し、法の改正に菅官房長官も言及した。しかし、それが本質的な問題提起なのだろうか。ベネッセは、経営上重要な顧客データを子会社に丸投げしていた。その子会社は、外部データ管理会社に委託し、その派遣社員も扱えた。その派遣社員には、パソコンで200万円の借金があった。そして漏洩した◆ベネッセは情報流出した顧客に対して、謝罪のための200億円の原資を用意しているという。しかし、本来、経営上重要であれば、本社の正社員がデータ管理すべきではなかったのか。200億もの準備金があれば、それを雇用と賃金に回すべきではなかったか◆企業の経営戦略で、「強い体質づくり」が強調され、人件費削減のために、正社員が削られている。今回の事例は「強い」体質を求めて、労働者の雇用と賃金を蔑ろにしたために、結果的に「弱く」なつて信用を失った悪しき事例として教訓とすべきことであろう◆昨年、マルハニチロの冷凍食品工場で農薬混入事件があった。待遇に不満のあった派遣社員が、うっすら晴らして混入させたことが判明し逮捕された。数ヶ月間操業停止となったが、その期間に会社は何をしたのか。久しぶりに出社した社員たちは驚いた。それまで5台あった監視カメラが170台に増えていたからだ。雇用と賃金の改善への発想は寸分もない。【H】